

地球環境戦略研究機関設立憲章

日本の京都市で開催された地球環境戦略研究機関設立会議への各機関からの参加者は、

地球環境の恵みによって支えられている人類社会の根源的な課題は、地球環境の危機をもたらしている現在の物質文明の価値観や価値体系を根本的に問い直し、新たな人類の営みのあり方や新たな文明のパラダイムを創造し、これに即して経済社会の仕組みを再構築し、地球環境時代を切り拓くことであることを強く認識し、

世界人口の半分以上を占め、経済活動が飛躍的に拡大し、今後地球環境を保全していく上で決定的に重要な役割を担うアジア太平洋地域が、自ら持続可能な開発を実現していくことが国際社会の大きな課題であることを認識し、

上記の目的を達成するためには、地球環境に関する自然科学的、社会科学的及び技術的研究の基盤の上に、世界の英知を結集し、国家、地域、社会セクター等の利害を超えた立場で、新たな文明のパラダイムを創造し、これを具体化するための戦略に関する政策的・実践的な研究を行い、その成果を様々な主体の政策決定、意思決定等に具現化していくことが有効であることを確信し、

こうした研究等の実施にあたっては、次に掲げる原則が確保されることが不可欠であることを認識し、

- 研究の独立性を保障すること
- 国際的な人材・情報等の相互交流、国際的共同研究の実施等国際的に開かれた体制の中で進めること
- 専門の研究者のみならず、行政、N G O、企業等からの研究等への参加により、政府、N G O、産業界、国連等のパートナーシップによる研究体制を構築するとともに、研究成果の利用等についても様々な主体に開かれたものであること

地球環境戦略研究の国際的なネットワークの構築が新たな国際的な政策形成に不可欠であることに鑑み、

地球環境戦略研究機関の設立に関する日本の提案と、設立準備についての日本のイニシアティブを歓迎し、

次の規定に従って運営される地球環境戦略研究機関が、日本の民法に基づき、神奈川県湘南国際村に設置されることに合意し、その運営にできる限り協力していくことで意見の一致を見た。

第1章 総則

(名称)

第1条 本機関は、地球環境戦略研究機関(以下、この憲章において「本機関」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本機関は、主たる事務所を日本国神奈川県湘南国際村に置き、従たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本機関は、理事会の議決を経て、他の従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(法人格)

第3条 本機関は、日本の民法第34条に基づき、日本の内閣総理大臣により設立許可される公益法人であり、公益法人に関する同法の規定は、本機関に適用される。

(目的)

第4条 本機関は、新たな地球文明のパラダイムの構築を目指して、持続可能な開発のための革新的な政策手法の開発及び環境対策の戦略づくりのための政策的・実践的研究(以下、「戦略研究」という。)を行い、その成果を様々な主体の政策決定に具現化し、地球規模、特にアジア・太平洋地域の持続可能な開発の実現を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本機関は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 戦略研究を実施すること(国際機関、国・地方の政府、研究機関、企業、NGO等との間の共同研究を含む。)
- (2) 国際機関、国・地方の政府、研究機関、企業、NGO等からの要請により、戦略研究を実施し、必要に応じ当該機関等に対し、持続可能な開発に関する戦略策定への情報提供、勧告等を行うこと。
- (3) 国際会議、セミナー及び研修コースその他の研修活動を実施すること(他の機関との共催を含む)。
- (4) 各種の政策決定・意思決定を行う会議に参加し、戦略研究の成果を提案すること。
- (5) 本機関以外の研究者、行政官等を研究に参加させ、戦略づくりに関する研修を行うこと。
- (6) 持続可能な開発に関する情報を収集し、整理し、提供すること。
- (7) その他本機関の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

(使用言語)

第6条 本機関の使用言語は、英語及び日本語とする。

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第7条 本機関の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 日本をはじめとする各国の政府及び地方公共団体からの任意拠出金
- (3) 民間の財団等からの助成金
- (4) 企業及び個人からの寄付金
- (5) 国際機関・政府等からの研究委託費
- (6) 財産から生じる収入
- (7) 会費収入
- (8) 事業に伴う収入
- (9) その他の収入

(財産の管理)

第8条 本機関の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 本機関の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第10条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とする。

(事業報告及び収支決算)

第11条 本機関の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸付対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第12条 本機関の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第3章 役員

(種類及び定数)

第13条 本機関に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15人以上25人以内
- (2) 監事 2人

2 理事の現在数(現在数が奇数である場合は現在数から1を減じた数)の半数に1を加えた数を日本人とする。

3 理事のうち1人を理事長とする。

4 理事のうち1人又は2人を副理事長とする。

5 理事のうち1人を所長とする。

6 理事のうち1人を副所長とすることができる。

7 理事のうち1人を専務理事とする。

(理事及び監事の選任等)

第14条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 理事は、互選により、理事長、副理事長、所長、副所長及び専務理事を選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事長等の職務)

第15条 理事長は、本機関を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順位によって、その職務を代行する。

- 3 所長は、第36条に定めるところにより戦略研究及び研修に関する業務を行う。
- 4 副所長は、所長を補佐し、所長に事故があるとき又は所長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、並びにその意を受けて、所長が行う業務以外の日常の業務を処理する。
- 6 理事は、理事会を構成し、この憲章に定めるところにより、本機関の運営に関する事項を議決する。

(監事の職務)

第16条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計を監査すること。
- (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
- (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第17条 役員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現数及び評議員現数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合においては、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理事会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第21条 理事会は、評議員の選任を行い、事業計画及び予算、事業報告及び決算、暫定予算、役員の解任、設立憲章の変更、解散、残余財産の処分等本憲章に定めることについて審議し、議決するほか、本機関の運営に関し必要な事項について議決する。

(種類及び開催)

第22条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第23条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から20日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 通常理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開会の日の30日前までに通知しなければならない。ただし、理事全員の同意が得られる場合はこの限りではない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この憲章に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第27条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第28条 本機関に、評議員25人以上35人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会において選任し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 評議員は、この憲章に署名した各国行政機関及び国際機関から委任を受けた者又はその他の学識経験者であるものとする。
- 4 評議員には、第17条から第19条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の構成)

第29条 評議員会は、評議員をもって構成する。

(評議員会の機能)

第30条 評議員会は、理事及び監事の選任のほか、理事長の求めに応じ、又は必要な場合に、本機関の運営全般について、審議し、理事長に対して助言する。

(評議員会の招集)

第31条 評議員会は、理事長が招集する。

2 理事長は、評議員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、請求のあった日から20日以内に評議員会を招集しなければならない。

(評議員会の議長)

第32条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(評議員会の定足数、議決及び書面表決等)

第33条 評議員会には、第25条から第27条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」、「理事」及び「理事長」とあるのは、それぞれ「評議員会」、「評議員」及び「議長」と読み替えるものとする。

(その他)

第34条 本章に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第6章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第35条 本機関に、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により、理事長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、基本的な事項について、理事長の諮問に応じ、また所長に対して助言することができる。
- 4 参与は、重要な事項について、理事長の諮問に応じ、また所長に対して助言することができる。
- 5 顧問及び参与の任期は、それぞれ3年とする。ただし、再任を妨げない。

第7章 研究体制

(所長の業務)

第36条 所長は、理事会の意を受けて次に掲げる業務を行う。

- (1) 戦略研究計画の決定及び進行管理
- (2) 戦略研究及び研修に関する年次報告書の作成並びに理事会及び評議員会に対する報告
- (3) 研究者の任免
- (4) 戦略研究及び研修に関し必要な事項の決定
- (5) 戦略研究及び研修に関する業務の統括

(研究諮問委員会)

第37条 本機関に、戦略研究の推進のための助言機関として研究諮問委員会を置く。

2 研究諮問委員会は、戦略研究計画の決定及び進行管理等の戦略研究の推進に係る事項について、所長に

対して助言する。

- 3 研究諮問委員会の委員は、所長の意見を聞いて理事長が選任し、委嘱する。
- 4 研究諮問委員会の委員は、この憲章に署名した研究機関から委任を受けた者又はその他の学識経験者であるものとする。
- 5 研究諮問委員会の委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 前各号に定めるもののほか、研究諮問委員会に関し他に必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が定める。

(研究員等)

- 第38条 本機関に、主任研究員、研究員及び客員研究員を置く。
- 2 客員研究員とは、他の機関に所属する者であって、本機関の実施する戦略研究に従事するものをいう。
 - 3 主任研究員、研究員及び客員研究員は、所長が任免する。
 - 4 研究員等に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、所長が定める。

(研修員)

- 第39条 本機関は、本機関に所属する者以外の者を研修員として戦略研究に参加させることができる。
- 2 研修員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、所長が定める。

第8章 事務局

(設置等)

- 第40条 本機関の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、所要の職員を置く。
 - 3 事務局の職員は、必要に応じて所長の意見を聞いて理事長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第9章 会員

(会員)

- 第41条 本機関の目的及び事業に賛同する個人又は団体は、理事長が理事会の議決を経て別に定めるところに従い、本機関の会員となることができる。
- 2 会員は、本機関の事業に参加できるとともに、戦略研究の成果等についての情報提供を受けることができる。
 - 3 会員は、第1項の定めに従い別に定める会費を納めるものとする。

第10章 設立憲章の変更

(設立憲章の変更)

- 第42条 この憲章は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

第11章 署名及び脱退

(各国行政機関等による署名)

第43条 この憲章は、本機関と協力関係を構築しようとする各国行政機関及び国際機関から委任を受けた者による署名のために開放される。

2 この憲章に署名した各国行政機関及び国際機関は、第28条の規定に基づきその委任する者が本機関の評議員となり運営等に関する助言を行うほか、情報の相互交流等による本機関との協力関係の構築に努める。

(研究機関による署名)

第44条 前条に規定するほか、本機関と協力関係を構築しようとする研究機関から委任を受けた者は、この憲章に署名することができる。

2 この憲章に署名した研究機関は、第37条の規定に基づきその委任する者が研究諮問委員会の委員となり研究の推進に関する助言を行うほか、共同研究の実施等による本機関との協力関係の構築に努める。

(脱退)

第45条 この憲章の署名者又は署名者が署名者の代わりに指名する者は、理事長に対して、3か月間の猶予期間をもって事前通告することにより、本機関から脱退することができる。

第12章 解散

(解散)

第46条 本機関は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経なければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第47条 本機関が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経て、類似の目的を有する団体又は当該財産を出資した団体に寄付するものとする。

第13章 補則

(委任)

第48条 この憲章に定めるもののほか、本機関の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 本機関の設立当初の役員、顧問及び参与は、第14条第1項及び第2項並びに第35条第2項の規定にかかわらず、財団法人地球環境戦略研究機関設立準備機構(以下「準備機構」という。)の役員、顧問及び参与が引き続き就任するものとし、その任期は、第17条及び第35条第5項の規定にかかわらず、1999年3月31日までとする(この間においては、第13条第2項の規定は適用しない。)。ただし、所長については、本機関の設立後最初に開催される理事会の日まで、準備機構の理事長が兼ねるものとする。
- 2 本機関の設立当初の評議員は、第28条第2項の規定にかかわらず、準備機構の理事会が選任し、理事長が委嘱するものとし、その任期は、第28条第4項の規定にかかわらず、1999年3月31日までとする。
- 3 本機関の設立初年度の事業計画及び予算は、第9条の規定にかかわらず、準備機構の定めるところによる。

以上の証拠として、下名は、このため各機関から委任を受け、この憲章に署名した。

1997年12月7日に日本国の京都市で、署名した。

署名機関一覧

1998年4月1日現在

【行政機関】 10機関

- 1 日本国政府環境庁
 - 2 オーストラリア政府環境省
 - 3 カナダ政府環境省
 - 4 中華人民共和国政府国家環境保護局
 - 5 インド政府環境・森林省
 - 6 インドネシア共和国政府環境省
 - 7 モンゴル政府自然・環境省<追加署名>
 - 8 ニュージーランド政府環境省
 - 9 フィリピン共和国政府環境・自然資源省
 - 10 タイ王国科学・技術・環境省
- 国名のアルファベット順

【国際機関】 4機関

- 1 国連環境計画(UNEP)
 - 2 国連地域開発センター(UNCRD)
 - 3 国連訓練調査研修所(UNITAR)<追加署名>
 - 4 国際連合大学高等研究所(UNUIAS)
- 名称のアルファベット順

【研究機関】 21機関

- 1 アジア太平洋環境法センター(シンガポール)
 - 2 アース・カウンシル(コスタリカ)
 - 3 財団法人地球産業文化研究所(日本)
 - 4 インディラ・ガンディー開発研究所(インド)<追加署名>
 - 5 サセックス大学開発研究所(イギリス)
 - 6 東南アジア研究所(シンガポール)
 - 7 マレーシア国際戦略研究所(マレーシア)
 - 8 国際環境アカデミー(スイス)<追加署名>
 - 9 国際応用システム分析研究所(オーストリア)<追加署名>
 - 10 国際環境開発研究所(イギリス)
 - 11 国際持続可能開発研究所(カナダ)
 - 12 韓国エネルギー経済研究所(韓国)
 - 13 韓国環境政策・評価研究院(韓国)<追加署名>
 - 14 国立環境研究所(日本)
 - 15 ポツダム気候変動研究所(ドイツ)
 - 16 中日友好環境保全センター(中国)
 - 17 タタ・エネルギー資源研究所(インド)
 - 18 タイ開発研究財団(タイ)
 - 19 タイ環境研究所(タイ)
 - 20 世界資源研究所(アメリカ)
 - 21 ヴッパータール気候・環境・エネルギー研究所(ドイツ)
- 名称のアルファベット順

合 計 35機関